

「令和 6 年度沿岸圏移住体験ツアー」

企画・運営管理業務

業務仕様書

令和 6 年 5 月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度沿岸圏移住体験ツアー」企画・運営管理業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

岩手県沿岸地域（沿岸広域振興局管内の宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の9市町村から構成される地域のこと。以下「沿岸地域」という。）では、東日本大震災津波発災前と比較した人口減少率が県平均と比べて高いことから、人口減少対策として沿岸地域への移住定住人口の増加に向けた取組が急務である。

本業務では、沿岸地域の移住定住人口の増加に向けて、主に首都圏在住で地方への移住に関心のある方を対象に、移住先としての沿岸地域の認知度向上を図るため、沿岸地域の市町村と沿岸広域振興局が連携し、沿岸地域での暮らしや仕事の状況、先輩移住者との交流体験、地域の魅力である観光要素を含めた地域の魅力を発信する移住体験ツアー（以下「ツアー」という。）を開催するものである。

2 本業務の概要

（1）業務の名称

「令和6年度沿岸圏移住体験ツアー」企画・運営管理業務

（2）委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

イ 予算額

951千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（3）業務内容

ア 開催時期 令和6年10月下旬、1泊2日

イ 開催回数 1回

ウ 開催場所 釜石市、大船渡市、住田町、大槌町の4市町

エ 対 象 岩手県外在住で、沿岸圏域へ移住を希望する方または移住に興味がある方

オ 募集人数 10名以内

カ 参 加 費 無料（居住地から集合場所（内陸の新幹線の駅）までの往復交通費は自己負担とする。）

キ ツアーの内容（想定）

以下の内容を含めたツアーとすること。

① 地域の魅力や暮らし、仕事を説明するセミナーを開催すること。

② 先輩移住者との交流の機会を設けること。

③ 観光施設や空き家等を見学する機会を設けること。

ク その他

業務を進めるに当たっては、必要に応じて沿岸広域振興局と打合せや調整を行うこと。

3 本業務の仕様

(1) ツアーの準備・運営

ツアーの当日運営を中心とする次の業務について、沿岸広域振興局と必要な調整等を行いながら進めること。

区分	業務内容
全般	ツアー全体の進行及び管理運営を行うこと。
各種媒体による広報	ア ツアーの準備 ① ツアーに係る各種手配等 - 沿岸地域を移動する際の交通手段を手配すること。 - 参加者の宿泊場所を手配すること。 - 現地での移住体験を手配すること。 ② 先輩移住者への謝金等の支払い ツアー内で実施する先輩移住者との交流に参加する先輩移住者へ謝金及び旅費その他必要な経費の支払いを行うこと。 ③ 参加者の申込受付及び連絡調整 参加者の申込受付を行い、ツアー開催に必要な事前連絡を行うこと。 ④ 機材等の手配 本イベントの実施に必要な機材等を手配すること。 ⑤ ツアー内容の報告 ツアーの内容について、沿岸広域振興局と調整等を行い、令和6年8月末までに提出すること。 イ 当日運営 ① スタッフの配置 添乗員等、当日の運営に必要なスタッフを配置し、全体の運営を行うこと。 ② 会場設営 ツアー内で実施する現地セミナー会場で必要な機材等の設営を行うこと。 ③ 会場設営 体験料、入場料、その他現地での移住体験に必要な支払いをすること。 ④ ツアー参加者に対するアンケートの実施 当日のツアー参加者に対してアンケートを実施し、集計結果を県へ報告すること。 キ その他 「沿岸圏域移住定住促進等連絡会議担当者ミーティング^(※)」の意見を考慮した企画とすること。 (※) 沿岸地域への移住促進のための態勢強化と円滑な施策推進を図るため、事業実施の調整を行う沿岸広域振興局及び市町村の職員で構成するミーティング

(2) ツアーの開催に係る広報

本業務の目的を達成するため、ツアーの参加者募集のための広報を行うこと。

区分	業務内容
全般	ツアー開催に係る広報を行うこと。
各種媒体による広報	ア チラシの作成・配布による広報 ① 規格について A4版、両面、フルカラー ② デザインについて ・ 日時、会場、セミナー内容、申込方法などの告知に必要な情報を掲載すること。 ・ 電子及び紙媒体での告知が可能なデザインとすること。 ③ 納品について ・ 印刷したチラシ及び電子データ（PDF 及び JPEG）を令和6年8月末までに沿岸広域振興局に提出すること。 ・ 納品するチラシの部数は、沿岸広域振興局と受託者が協議の上、決定する。 ・ 沿岸広域振興局は、成果物を必要な範囲内で、自由に利用できることとする。ただし、成果物の著作権は制作者である受託者が保有し、成果物の加工を行う場合は、別途沿岸広域振興局と受託者が協議する。 イ SNS等を活用した広報 ・ 各SNSプラットフォーム（例：LINE、Instagram、Facebook、X）やWEBサイトによる広報を実施すること。 ・ 適切なタイミングで投稿し、ターゲット層に向けた情報を効果的に発信すること。 ・ 日時、会場、セミナー内容、申込方法など告知に必要な情報を掲載すること。 ウ その他 「沿岸圏域移住定住促進等連絡会議担当者ミーティング」の意見を考慮した企画とすること。

(3) 自由提案

参加者は、「1 業務の概要」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと

4 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

5 事業実績報告書

この事業が完了した後、すみやかに事業完了報告書（様式を指定）及び事業の成果が分かる資料（自由様式）を作成し、提出すること。

6 契約に関する条件

（１）再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

（２）再委託の相手方

受託者は、上記「５（１）イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

（３）業務履行に係る関係人に関する措置請求

- ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- イ 沿岸広域振興局は、上記「（１）イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ウ 受託者は、上記「（３）ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

（４）権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

（５）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 本事業の執行に当たっては、随時、沿岸広域振興局と協議を行うものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、沿岸広域振興局と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。